

5. 検査頻度

(1) 別表のとおり

※毎日検査については、各地区の住民へ委託しています。

6. 臨時検査

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき

(2) 水源に異常があったとき

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき

(4) 净水過程に異常があったとき

(5) 送配水管などの水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

(6) その他、特に必要があると認められたとき

7. 水質検査方法

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は毎年作成し、役場窓口及びホームページ上にて閲覧出来るようにしておく。

9. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の条件であり、水道水すべてにおいて満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとを行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

